

員モアリタルヲ以テ昨九日ノ東京市會ニハ之等議負中ヨリ  
同類ニ属スル實質向アルナラント豫想シタルモ遂ニ如斯コトナカリシ  
ニ依リ一般従業員ハ「議負等ハ表面ノミ吾々ニ同情ヲ表スモ  
事實ハ誠意ナシ」ト多少憤慨スル者アルニ至レリ而シテ  
昨十日ハ爭議團本部ニ集合スル者平常ヨリ増加シ約六  
十名ヲ算シタリ、然レトモ之等ハ多ク雜談等ニ耽ルノ  
ミニシテ何等ノ協議等ナク午後八時全部退散シタルカ  
今一應別記歎願説明書ヲ携ヘ各市會議員ノ自宅  
訪問ヲ爲シ陳情スルヲ予定ナリ  
右及申(通)報候也

嘆願説明書

(原文ノママ)

(説明)一不現在迄ハ臨時雇人及ヒ見習職工ハ日給壹圓以下ヲ其他ノ者ハ最低賃金  
一圓拾銭ヲ悉モ其レニ對スル労働時間ハ八時間以上十時間以下ヲス(但シ八時  
間労働者ハ水道従業員全員ノ内八十名ニ過キナイテアリマス)  
口現在一圓五拾銭以上ノ日給者ハ六月後ニ於テ最高ノ昇給ハ八錢ヲ最高昇給  
シ受ケル者ハ十名ニ對スル三名位ノ割合ニ成リマス但シ其ノ所屬ニ依リ日給一圓  
五錢以上ノ者ハ六月後ヲナケルハ昇給ヲ受ケル事ノ出来ナイ所モアリマス尚渡  
橋浄水場概算部員不道従業員ノ内之ミウ八時間勤務ヲアリマス)ニ限リ  
一圓五拾銭以上ノ日給者ニ限リ昇給額最高六錢ノ割合ヲアリマス

(説明)三不口ハ現在迄テ賞與金給與ニ對スル内規之雇人規定モナキ爲メニ或ル場合ハ未負  
及雇人間ノ情實の或ハ最モ不合理ナル方法ニ依リテ支給セラレ居ル事ハ甚  
重テアリマス

(説明)四不口現在六月一日ヨリ翌年三月末日迄ハ時間其他ハ十時間労働ヲ有ス  
(但シ十時間制モ九月時同制ニ賃金ニハ等ナク有リマセン)

口現在交代勤務者ハ渡橋浄水場概算部員八十名カ一晝夜三交  
代ニ放ツテ居リマス

(説明)五不口出勤者當ハ精勤者當ノ事ヲ有リマス(但シ一等者ヲ五等者ニ等シテ四